

## 令和元年度 大田市立病院 医学生奨学金貸与学生募集要項

大田市立病院では、医学生奨学金の貸与を希望される方を募集します。

### 1. 目的

将来、大田市立病院の初期臨床研修プログラムで研修を受けようとする医学生に対し、奨学金を貸与することにより修学を支援し、大田市立病院における初期臨床研修医の確保を図ることを目的としています。

### 2. 応募資格

全国の大学の医学課程に在籍する5年生で、当院のプログラムにより、1年以上当院において研修を行う意思のあるもの。

### 3. 貸与予定人員

**大田市立病院初期臨床研修プログラム：1名**  
**同・島根大学たすきがけコース：1名**

### 4. 奨学金の貸与額・貸与期間

(1) 貸与額 月額10万円

(2) 貸与期間 大田市立病院での研修期間により、大学の医学課程5年生のときのみ1年間、または5年生及び6年生の2年間。ただし、在籍している医学課程の正規の修業年限を上限とします。

### 5. 奨学金の返還免除

貸与を受けた方が医学課程を卒業した日から2年以内に医師の免許を取得し、その後2年以内に、大田市立病院において貸与期間に相当する期間大田市立病院の初期臨床研修プログラムによる研修を受けた場合、奨学金の返還を免除します。

### 6. 奨学金の返還猶予

貸与を受けた方が次の事由に該当するときは、その事由が継続する間は貸与した奨学金の返還を猶予します。

- ①医師免許を取得した月の翌月から2年間。
- ②災害、負傷、疾病等やむを得ない事由があるとき。

### 7. 奨学金の返還

#### (1) 返還事由

貸与を受けた方が次の事由に該当するに至ったときは、貸与を受けた奨学金は返還しなければなりません。

- ①退学したとき。
- ②心身の故障のため大学の医学課程を修了する見込みがなくなったとき。
- ③学業成績が著しく不良となったと認められるとき。
- ④大田市立病院で初期臨床研修を受ける意思がなくなったことにより、奨学金の貸与を辞退したとき。
- ⑤大学の医学課程を修了した日から2年以内に医師免許を取得しなかったとき。

(災害、負傷、疾病等やむを得ない事由がある場合は除きます)

- ⑥初期臨床研修上の事由によらない死亡、または心身の故障により初期臨床研修を受けることができないとき。
- ⑦大田市医学生奨学金貸与規程第 15 条に規定する免除の条件を達成できない見込みとなったとき。
- ⑧その他、管理者が必要と認めたとき。

## (2) 返還方法

当該事由の生じた日の属する月の翌月末日までに、一括返還となります。

## 8. 申請期間

令和元年 6 月 3 日 (月) ~ 6 月 2 8 日 (金) 【消印有効】

## 9. 申請方法

次の書類を、申請期間内に、大田市立病院事務部医学生奨学金担当まで提出してください。

### 【申請に必要な書類】

- ① 医学生奨学金貸与申請書 (様式第 1 号)
- ② 在学証明書
- ③ 連帯保証人の印鑑登録証明書

### 【貸与決定後に必要な書類】

- ① 医学生奨学金交付申請書 (様式第 3 号)
- ② 口座振込申出書

※ 上記様式については、**大田市立病院ホームページに掲載**しております。

※ 様式の郵送を希望される場合は、封筒の表に「**医学生奨学金申請関係書類請求**」と朱書きし、**82 円切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封**して、下記まで請求してください。

## 10. 選考方法

貸与申請書の受付後、日程調整をして面接を行い (面接日時・場所については、個別に連絡しますので、貸与申請書に連絡が取れる住所、電話番号を必ずご記入ください)、すべての方の面接が終了した後に、面接及び貸与申請書添付の志望理由書その他の書類から選考を行い、適格性が高いと判断した方から貸与者の決定をします。

## 11. 問い合わせ及び申し込み先

〒694-0063 大田市大田町吉永 1428-3

大田市立病院事務部総務課 医学生奨学金担当 (電話 0854-82-0330)

※ 大田市立病院ホームページ <http://www.ohda-hp.ohda.shimane.jp>